

公共的団体屋外広告物届出書

(宛先)

大津市長

届出者

(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及びその主たる事務所の所在地)

住所 〒520-0000

滋賀県大津市〇〇町〇丁目〇番〇号

〇〇ビル 本館 3階

ふりがな おおつ

氏 名 社会福祉法人大津

代表取締役 大津 太郎

連絡先 電話番号 077-528-2956

メールアドレス otsu1303@city.otsu.lg.jp

受付印

大津市屋外広告物条例第8条第5項の規定により、次のとおり届け出ます。

メールアドレスをお持ちでない、または不明であれば記載不要です。

1 屋外広告物の種類 ☒ 自家用 ☐ 非自家用 (案内図板規制・相互間距離規制・規制なし)									
番号	表示内容	種類	地上高	縦	横	面数	表示面積	個数	備考
1	社会福祉法人大津 〇〇老人ホーム	壁面	4m	3m	3m	1面	9㎡	1個	
2	掲示板	野立	1.5m	1.5m	2m	1面	3㎡	1個	
3	思いやりの心を大切に	はり紙	1.5m	0.5m	0.5m	1面	0.25㎡	4個	
4	職員募集	はり紙	1.5m	0.5m	0.5m	1面	0.25㎡	4個	
5	社会福祉法人大津 〇〇老人ホーム	広告旗	1.5m	2m	0.5m	1面	1㎡	1個	
6									
7									
8									
9									
10									
※広告物が10を超える場合は、広告物一覧表を別紙にて添付してください。									
2 表 示 期 間 R7年 12月 1日～ R10年 11月 30日 (3年・ 月間)									

※裏面にも記載事項があります。

市ホームページの「MyTown おおつ」で屋外広告物規制図を確認してください

3 表 示 場 所	大津市 ○○町○丁目○番○号		
4 条 例 上 の 地 域 区 分 等	(○)禁止地域 ()許可地域 (第 1 種 ・ 第 2 種 ・ 第 3 種) ()景観保全型広告整備地区 ()地区) (○)眺望景観保全地域 (北部湖岸眺望景観保全)地域) ()指定沿道及び沿線地域 (鉄道 ・ 新幹線 ・ 指定道路 ・ 高速自動車道) ()風致地区 ()風致地区) ()地区計画 ()地区) ()伝統的建造物群保存地区 ()歴史的風土保存地区 ()歴史的風土特別保存地区 ()自然公園区域		
5 建築基準法による 工 作 物 の 確 認	(○)不要 ()申請済 ()当課へ申請後に申請予定 ()未申請	6 道路法による 道 路 占 用 許 可	(○)不要 ()申請済 ()申請中 ()未申請
7 規則第 5 条 (条例第 8 条第 5 項に規定する市長が別に 定める公共的団体) に該当す るか (該当する条項を囲むこと。 第 3 項に記載の社会福祉事業に該 当する場合は、社会福祉法第 2 条第 1 項に規定する社会福祉事業名を 記入すること。)	規則第 5 条 第 1 項 ・ 第 2 項 ・ 第 3 項 ・ 第 4 項 社会福祉法第 2 条第 1 項に規定する社会福祉事業名 第 1 種社会福祉事業 老人福祉法に規定する特別養護老人ホーム		
8 管 理 者	住 所 氏 名 連絡先	〒 5 2 0 - 0 0 0 0 滋賀県大津市○○町○丁目○番△号 株式会社 ○○広告 広告 太郎 0 7 7 - 5 2 0 - 0 0 0 0	
	所持する 資 格	(○)屋外広告士 ()講習会修了者 ()職業訓練指導員免許所持者 ()技能検定合格者 ()職業訓練修了者 ()資格なし	
9 工 事 施 行 者	住 所 氏 名 連絡先	〒管理者と同じ	
広告物を設置する業者は、大津市の屋外広告業の登録を受けている必要があります。本市で登録されている業者はホームページに掲載しています	本市における屋外広告業の登録番号		大津市屋外広告登録第 9 9 9 9 号
	登録有効期間		R 1 2 年 1 2 月 2 7 日まで有効
	番号	備考	
	号		

- (2) 土地又は建築物等との関係を明らかにした図 (配置図)
- (3) 色彩 (マンセル値) 及び意匠を明らかにした図 (意匠図)
- (4) 形状、寸法、材料及び構造を明らかにした仕様書 (構造図)
- (5) 周囲の状況が分かるカラー写真 (申請の日前 30 日以内に撮影した写真で、撮影年月日が記入されたもの)
- (6) 第 2 次大津市景観計画で定める眺望景観保全地域及び対岸眺望景観保全地域において、屋上広告物を表示し、又は設置する場合で、その高さが地上から 31 メートルを超えるときには、同計画で定める眺望景観保全地域にあっては重要眺望点からの、又、対岸眺望景観保全地域にあっては対岸重要眺望点からのカラーシュミレーション写真等
- 2 当該広告物を継続して表示する場合にあっては、次の書類を提出すること。
- (1) 当届出書
- (2) 広告物の現状が分かるカラー写真 (届出の日前 30 日以内に撮影した写真で、撮影年月日が記入されたもの)
- (3) 管理者が作成した屋外広告物安全点検調書
- 3 当該広告物を除却した場合は、屋外広告物除却届 (別記様式第 8 号) を提出すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。
- 5 該当する () 内に丸印又はレ点を付すか、自由記入すること。